高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年５月29日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
東関東自動車道水戸線 （茨城県潮来市延方から 茨城県鉾田市秋山まで）	茨城県行方市四鹿から 茨城県行方市四鹿まで 茨城県行方市北高岡から 茨城県行方市内宿まで	新設工事	令和８年６月１日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	千葉県香取郡多古町間倉	新設工事	令和８年６月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第19号

中日本高速道路株式会社が令和７年12月26日及び令和８年４月30日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」を下記のとおり変更いたしますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年５月29日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

Ⅰ．令和７年12月26日及び令和８年４月30日に公告した「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」の変更

『３．企画割引「2026北陸ドライブプラン」』中、

⑴　割引をする自動車　に

⑪　発着なし　福井県内周遊

⑶ロ．に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ル．に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑫　発着なし　中京圏・福井県南部周遊

⑶ロ．に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ヲ．に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑬　発着なし　中京圏・福井県北部周遊

⑶ロ．に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ワ．に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

を、

⑵　割引を適用した後の料金の額　に、

周遊プラン	軽自動車等	普通車
発着なし　福井県内周遊	3,200円	4,000円
発着なし　中京圏・福井県南部周遊	3,800円	4,800円
発着なし　中京圏・福井県北部周遊	4,000円	5,000円

を、

⑶　実施する期間　に、

ロ．令和８年６月１日から令和９年１月31日まで（ただし、会社が別に定める日を除く。）

を、

⑷　適用区間②周遊エリア　に、

ル．発着なし　福井県内周遊

・北陸自動車道の金津インターチェンジから木之本インターチェンジまで
・近畿自動車道敦賀線の敦賀ジャンクションから大飯高浜インターチェンジまで

ヲ．発着なし　中京圏・福井県南部周遊

・北陸自動車道の敦賀インターチェンジから米原ジャンクションまで
・近畿自動車道敦賀線の敦賀ジャンクションから大飯高浜インターチェンジまで
・中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから米原ジャンクションまで
・東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから一宮木曽川インターチェンジまで
・東海環状自動車道の大野神戸インターチェンジから養老インターチェンジまで

ワ．発着なし　中京圏・福井県北部周遊

・北陸自動車道の金津インターチェンジから米原ジャンクションまで
・中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから米原ジャンクションまで
・東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから白鳥インターチェンジまで
・東海環状自動車道の富加関インターチェンジから養老インターチェンジまで

を加える。

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和８年５月31日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年５月29日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　寺山　　徹

記

１　記〔８〕中「令和８年５月12日」を「令和８年５月31日」に改める。

２　別添２中

「都道首都高速１号線　羽　田（ＥＴＣ、下りに限る。）」を

「都道首都高速１号線　羽　田（ＥＴＣ）」に、